

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 28日

都道府県知事

（市長）大西 一史 殿

提出者 住友林業株式会社
住宅・建築事業本部 熊本支店

住 所 熊本市南区馬渡1丁目9-8

氏 名 熊本支店長 福重 正一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 096-370-5500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 熊本支店
事業場の所在地	熊本市南区馬渡1丁目9-8
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	（連結）1,385,930 百万円（2021/12 期）
③ 従業員数	5,611 名（2022/4）熊本支店40人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	内訳参照	
	排出量	1619.306 t	t
	(これまでに実施した取組) ・新築現場においては、工場製作品（PC加工）を一部導入など廃棄物削減に取り組んでいる。 ・建て方時パレット・リン木・パッキン材の引き上げ、再生利用を行っている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	内訳参照	
	排出量	1457.3754 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・石膏ボードのセミプレカット導入する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築工事現場において、14分別を行い広域認定197号により再資源化処理を行っている ・解体工事現場においては特定建設資材以外にもリサイクルに取り組んで
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物排出抑制のため、分別作業を強化する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	内訳参照	
	全処理委託量	1619.306 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	647.078 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1289.978 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・当社基準じた業者選定をし、契約を締結している ・半年毎に契約を締結している中華・最終処理業者の施設確認を実施している 		

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	内訳参照		
	全処理委託量	1457.3754	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	582.3702	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1160.9802	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・広域認定197号による再資源化処理を継続する ・解体工事において、分別を強化し再生処理量を増やす ・優良認定業者への処理委託を継続する ・委託処理業者への現地視察の実施、処理状況の確認指導を継続する			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書内訳(前年度(令和3 年度)実績)

別紙
(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	90.303					90.303	4.600	90.303		
廃油	2.880					2.880	2.880	0.000		
紙くず	58.029					58.029	0.000	58.029		
木くず	264.438					264.438	106.130	264.438		
繊維くず	3.300					3.300	2.450	3.300		
金属くず	52.553					52.553	14.400	52.553		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	202.940					202.940	12.040	18.590		
グラスウール	19.250					19.250	0.000	19.250		
石膏ボード	96.850					96.850	8.090	89.410		
がれき類	108.800					108.800	73.900	15.180		
コンクリート破片	661.150					661.150	369.870	661.150		
アスファルト・コンクリート破片	11.560					11.560	11.560	11.560		
管理型建設混合廃棄物	12.935					12.935	6.840	6.215		
安定型建設混合廃棄物	21.280					21.280	21.280			
石綿含有産業廃棄物	13.038					13.038	13.038			
合計	1,619.306					1,619.306	647.078	1,289.978		

産業廃棄物処理計画書内訳(今年度目標値)

別紙
(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	81.273					81.273	4.140	81.273		
廃油	2.592					2.592	2.592	0.000		
紙くず	52.226					52.226	0.000	52.226		
木くず	237.994					237.994	95.517	237.994		
繊維くず	2.970					2.970	2.205	2.970		
金属くず	47.298					47.298	12.960	47.298		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	182.646					182.646	10.836	16.731		
グラスウール	17.325					17.325	0.000	17.325		
石膏ボード	87.165					87.165	7.281	80.469		
がれき類	97.920					97.920	66.510	13.662		
コンクリート破片	595.035					595.035	332.883	595.035		
アスファルト・コンクリート破片	10.404					10.404	10.404	10.404		
管理型建設混合廃棄物	11.642					11.642	6.156	5.594		
安定型建設混合廃棄物	19.152					19.152	19.152	0.000		
石綿含有産業廃棄物	11.734					11.734	11.734	0.000		
合計	1,457.375					1,457.375	582.370	1,160.980		

産業廃棄物の一連の処理工程

新築工事	廃プラスチック	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	紙くず	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	ダンボール	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	木くず	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	繊維くず	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	金属くず	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	ガラス、コンクリ、陶磁器くず	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	グラスウール	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	石膏ボード	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	がれき類	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	コンクリート破片	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料
	アスコン	⇒	住友林業(株) 広域認定第197号による再資源化処理	⇒	再生原料

産業廃棄物の一連の処理工程

